

## 福井県で発見された死亡野鳥・他から 鳥インフルエンザウイルスが検出！

### 【概要】

- ・福井県南越前町で令和4年10月11日(火)に回収されたハヤブサ1羽の死亡個体(衰弱状態で保護され、その後死亡)について、国の検査機関で遺伝子検査を実施したところ、14日(金)に  
**高病原性鳥インフルエンザ**ウイルス(H5亜型)を検出(野鳥国内3例目)。
- ・また、10月12日、韓国当局は忠清南道天安市で捕獲した野鳥(オシドリ)から  
**高病原性鳥インフルエンザ**ウイルス(H5亜型)が検出された旨プレスリリース。

### <生産者の皆様へ>

- ・鳥インフルエンザウイルスは主に渡り鳥が保持しており、糞便の排泄等を通じて環境中に排出されます。
- ・ウイルスは人の都合に合わせてくれず、農場は**常に侵入リスク**を抱えています。
- ・養鶏農場においては、**環境中にウイルスが存在する前提**で飼養衛生管理基準の再徹底を図ってください。

- 1.衛生管理区域に立ち入る者の**手指消毒**等(項目13)
- 2.衛生管理区域専用の**衣服及び靴の設置**並びに**使用**(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る**車両の消毒**等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の**手指消毒**等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の**靴の設置**及び**使用**(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のための**ネット等の設置**、点検及び**修繕**(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の**駆除**(項目26)

※飼養衛生管理対策は**正しく行うことで効果を発揮**します。

※飼養衛生管理対策は、農場に関わる全ての方が毎日継続して

行うことが大切ですので、**継続的な実施**に努めてください。

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

**異状をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで**  
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728  
夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018